（内閣総理大臣への再就職の届出に関する経過措置）

第十五条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十四第二項の規定は、法附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった場合については、適用しない。

2　この政令の施行の日前に旧センターを離職した者のうち、旧センターの長により離職時の官職に任命された者が、同日以後、内閣総理大臣に対し、国家公務員法第百六条の二十四第一項若しくは第二項又は職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十九条第二項において準用する同令第二十六条第二項若しくは第三項の規定による届出を行おうとするときは、厚生労働大臣を経由して行わなければならない。

（旧センターがした行為等に関する経過措置）

第十六条　国立高度専門医療研究センターの成立の日前に旧センターがした行為又は同日前に旧センターに対してされている行為は、法又はこの政令に別段の定めがあるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、それぞれ各国立高度専門医療研究センターがした行為又は各国立高度専門医療研究センターに対してされている行為とみなす。

（国有財産法施行令の一部改正）

第十七条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（医療法施行令の一部改正）

第十八条　医療法施行令の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項中「及び独立行政法人国立病院機構」を「、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第十九条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二十条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

四十　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間

（土地区画整理法施行令等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を加える。

一　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第二項

二　首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第十三条第三号

三　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号へ

四　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

五　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号から第十九号までを四号ずつ繰り上げ、同表に次の六号を加える。

十六　独立行政法人国立がん研究センター

十七　独立行政法人国立循環器病研究センター

十八　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

十九　独立行政法人国立国際医療研究センター

二十　独立行政法人国立成育医療研究センター

二十一　独立行政法人国立長寿医療研究センター

（国家公務員宿舎法施行令の一部改正）

第二十三条　国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ及び第九条第一号ニ中「、高度専門医療センター」を削る。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第十六号までを四号ずつ繰り上げ、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十三号とし、第二十号から第二十九号までを六号ずつ繰り上げ、同項に次の六号を加える。

二十四　独立行政法人国立がん研究センター

二十五　独立行政法人国立循環器病研究センター

二十六　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

二十七　独立行政法人国立国際医療研究センター

二十八　独立行政法人国立成育医療研究センター

二十九　独立行政法人国立長寿医療研究センター

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立環境研究所」の下に「、独立行政法人国立がん研究センター」を、「独立行政法人国立公文書館」の下に「、独立行政法人国立国際医療研究センター」を、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」の下に「、独立行政法人国立循環器病研究センター」を、「独立行政法人国立女性教育会館」の下に「、独立行政法人国立成育医療研究センター」を、「独立行政法人国立青少年教育振興機構」の下に「、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を、「独立行政法人国立大学財務・経営センター」の下に「、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号